くまもと農業人財確保支援事業（産地間連携）公募要領

１　趣旨

この要領は、くまもと農業人財確保支援事業（産地間連携）の事業者選定にあたり、公募により事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

２　目的

人口減少と高齢化等により、本県における農業分野の人手不足が深刻化するなか、県内農業分野で働く外国人材は年々増加傾向にあり、県農業を支えるパートナーとして大変重要な存在となっているが、雇用者においては、通年での安定した賃金支払いのために農閑期の作業量の確保などが課題となっている。

また、本県は平坦地から高冷地まで、それぞれの気候を活かした産地が広がっているが、農閑期の地域における作業確保が課題となる一方、同時期に繁忙期を迎える県内産地においては人材確保が課題となっている。

そこで、繁忙期の異なる産地が連携し、人材を確保する取組みを支援することで、県内産地における外国人材の周年労働環境の充実や人手不足の解消を図る。

３　実施概要

（１）事業名称

くまもと農業人財確保支援事業(産地間連携)

（２）対象となる活動

特定技能外国人の周年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる県内産地が連携して人材を確保する取組み

（３）活動対象地域

県内全域（連携先も県内地域の事業者のみを対象とする）

（４）対象経費、補助率及び補助上限

事業実施要領別表 2-1 のとおり

（５）事業の実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間で設定

４　応募対象事業者、条件及び注意事項

（１）応募対象事業者

農業法人、農業協同組合等

（２）条件

①　特定技能外国人の通年労働環境を確保するため、繁忙期の異なる県内産地が連携し、外国人材の労働環境の充実及び人手の確保に取組むこと

②　事業の手続きを適正に行うため、組織体制や意識決定、財務管理等に関する明

確な運営規約が定められていること

③　特定技能制度による労働力確保に関する知見を有していること

（３）応募にあたっての注意事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとする。

①　事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合

②　虚偽の報告をしたことが判明した場合

③　法令等に違反する行為を行ったと認められる場合

④　社会的信用を失墜する行為を行った場合

⑤　自己または自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（４）事業の採択

事業の採択は別表１ポイント表（100 点満点）を基にポイントチェック表と添付資料により行う。同点の場合は事業内容等により決定する。

採択の有無は、応募されたすべての事業者へ文書により通知する。（県による選定後速やかに通知）

採択に係わる審査の経過、審査結果等に関する質疑には応じないこととする。

５　応募について

（１）応募書類

①　応募様式

②　本事業実施要領で定める事業実施計画書（別記様式第１号）及び事業費明細書（別記様式第１号別添１、別記様式第１号別添２）

③　定款、規約又はこれに代わるもの

④　ポイントチェック表及び該当する資料

※なお、計画内容については後日ヒアリングを実施する（日程は別途通知）

（２）提出部数

２部

（３）提出先

熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課　担い手支援班

担当：志賀

〒862-8570　熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁行政棟本館９階）

電話 096-333-2382　FAX 096-382-6934

iwane-s@pref.kumamoto.lg.jp

（４）提出方法

印刷物を持参または郵送により提出

（５）提出期限

令和５年（2023 年）５月 31 日（水）

６　活動までの事務手続について

（１）事務手続

採択された事業者は、当事業補助金の関係規程に基づき補助金の事務手続を行う。

（２）補助事業採択の流れ（予定）

応募書類提出　→　書類審査　→　事業実施計画の提出　→　計画承認

→　補助金交付申請書提出　→　交付決定　→　活動実施　→（概算払いの請求）

→　履行確認　→　実績報告　→　補助金額の確定

７　その他留意事項

（１）今回の申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（２）提出された応募書類は返却しない。

（３）実績報告として提出された資料は、県等が開催する各種研修会等で使用する場合がある。

別表１

ポイント表　　（合計 100 点）

	項　　目		配点
1	事業実施のために必要かつ十分な能力を有しているか	会社規模、財務内容	５
		業務実施体制	５
2	類似事例の業績があるか	特定技能外国人材の受入経験	１５
		産地間連携の取組み経験	１０
3	外国人材の周年労働環境の充実に寄与する取組みとなっているか		２０
	外国人材に配慮した取組方法であり、適切な支援がなされているか		２０
4	人手不足の解消につながる取組みであるか		２０
5	その他特化した取組みの有無		５